

# 法教育推進協議会（第8回）議事録

日 時 平成18年7月24日（月）  
午後3時～午後5時

場 所 法務省第1会議室

土井座長 それでは、所定の時刻になりましたので、法教育推進協議会の第8回会議を開会させていただきます。

最初に、お1人委員の交代がございましたので、御紹介させていただきます。

これまで委員をお務めいただいております内閣官房内閣参事官の小林委員が御異動になり、その後任となられました山下輝年参事官が法教育推進協議会の委員に就任されることとなりました。初回でございますので、山下委員から一言ごあいさつをちょうだいできればと思います。

山下委員、よろしくお願いいたします。

山下参事官 山下輝年と申します。もともとは検察庁出身でありまして、検事23年目になります。経歴は実に簡単でありまして、10年目までは普通に検事の仕事をやっております。次の10年のうちの7年間は国際協力、具体的にはアジアの法律家、実務家に対する指導、研修を行っていました。その後、21年目から事件の決裁などを担当し、また、今年の4月からは中央大学で法曹論という講義も担当し、高校生を卒業したばかりの学生を相手に教えておりますので、この法教育の推進協議会の内容についても、関心を持って参加したいと思っております。よろしくお願いいたします。

土井座長 どうもありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

次に、本日の配布資料の確認を事務局の方からお願いしたいと思います。

吉村参事官 それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1でございますが、本日お話しいただきます向井先生の関係の説明資料でございます。

それから、「法教育研究協議会の開催について（通知）」と題する書面で、これは9月に行われます東京都法教育研究協議会の資料でございます。

以上でございます。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは、早速本日の議事に入りたいと思います。

まず最初に、千葉大学教育学部における法教育の取組について御報告をいただきたいと思っております。

千葉大学での法教育の取り組みにつきましては、本年2月に開催された本協議会においても御報告をいただいておりますが、その後、千葉大学附属小学校において、模擬裁判を題材とした法教育の授業が行われましたので、本日はこの取り組みについて、同校の向井浩二先生から御報告をいただくこととしたいと存じます。

この授業の様態につきましては、NHK教育テレビの「わくわく授業」という番組で放映されましたので、ご覧になった委員の方もおいでになると思います。私も拝見させていただきました。本日の御報告の中でも、授業の様態を一部見せていただくと伺っております。

それでは、向井先生、よろしくお願いいたします。

向井先生 よろしく申し上げます。千葉大学教育学部附属小学校の向井です。2月に引き続きまして、もう一度提案する機会を与えていただきましてありがとうございます。

それでは早速、本実践の狙いについてお話しさせていただきます。

本実践に取り組むに当たりまして、全体を貫くテーマを次のように設定しました。意見の変化を大事にしよう、話し合いで法律を学ぶということで、なぜこのようなテーマに至ったかといいますと、どうも小学校の最近の子どもたちは、話し合い、コミュニケーションが非常に苦手な子が多くて、自分から降りてしまう、相手に意見を挑んでいくような意気込みが薄れてきているんですね。非常に人と対立することを好まなくなってきたという状況があって、そうすると、恐らくこの先裁判員制度が定着しても、実際話し合いの段階になったときに本当に意味のある話し合いができるのかなというのを、自分は小学生を見ていて感じました。そこで今回どこまで、小学校中学年である4年生で話し合いを組織化できるか、高め合えるか、堂々巡りにならない話し合いができるかということに挑戦してみようということで、今回のこの実践に取り組んだわけです。

模擬裁判を題材として実施するに当たり、話し合いの柱をしっかりと押さえなくてはいけないということで、法務省の方にお伺いしたところ、被告人にとってどうか、被害者にとってどうか、世の中にとってどうか、この3つをきちっと押さえれば話し合いは進むのではないかとアドバイスを受けましたので、この3つをしっかりと柱に据えて話し合い活動を進めていこうと考えました。最終的には、社会通念、正義の感覚、子どもに言わせれば「これは正義だよ」という正義の感覚が磨かれればいいかなと考えています。

今回の取り組みは、4月から2カ月にわたりまして、第1次から第4次にわたって計画されたものです。第1次実践としまして、これはちょうど保護者の授業参観のときに当てたんですが、パワーポイントを使って、最近テレビでよくある「こんなとき罪になるの」みたいな感じの形で軽い扱いをしました。一例として、小学校の現場なんですが、けんかを見ていて「やっちまえ、もっとやれやれ」とけしかけた。相手は怪我をして、自分は手を出していないので罪になるのかならないのかというような身近な法律相談みたいな形を6、7問出しまして、最後に裁判員制度について、小学生でも分かるようにかみ砕きながら話をしました。

裁判員制度の話を終えた後に、裁判員にみんなもこれから呼ばれたらなるんだよという話をして、なりたいですか、なりたくないですかと感想を交えながら聞いたんですが、私は2、3割ぐらいは嫌だということかなと思ったんですけども、予想をはるかに超える6割から7割ぐらいの児童が裁判員にはなりたくない、人の人生を決めるようなところの場に行きたくないみたいなことを言いました。意外だったのが、その後保護者の懇談会があったんですが、保護者の方は俄然やる気になって、「こういうことなら私喜んで行きます」みたいな形で、保護者の方と子どもとの印象の違いが私はおもしろかったなと思いついて、保護者の方は大体8割ぐらいは「行ってみたいと興味を持ちました」と言っていました。子どもの方は6、7割が嫌だという形です。2割から3割ぐらいしかやってもいいというのはいなかったと思います。積極的にやりたいみたいなことは、ほとんどいなかったような気がします。

そこで、第2次実践として、裁判の仕組みと話し合いの大切さを知ろうということで、4月の終わりから5月の初めにかけて、4時間程度授業をしました。とにかく話し合いというのは非常に大切なんだよということ、この4時間で力説して訴えました。どこまで子どもが分かったかというのはちょっと疑問なんですが、できる限り大学の法学部の教授などに協力を仰ぎまして、あるいは法務省の方に直々にお話しを伺いながら授業を進めさせていただきました。

そこで、今回の授業の試行的取り組みなんですが、第3次実践として模擬裁判を4年生に

初めてやってみました。模擬裁判の実際の演技を演ずる方は、千葉大の大学院生の方に協力していただきまして、実際の裁判の様子を教室で展開してみました。内容としては、今回お話しする内容を本当に試行錯誤的にやってみたという形です。初めてのことで予想外の展開もいろいろあって、これを受けて今日詳しく提案させていただきます実践につながるという形になります。

それでは、早速第4次実践ということで、先日のNHKの番組でも取り上げていただきました「刑事事件・模擬裁判の授業」について、具体的な取り組みをお話しさせていただきます。資料1のテーマ「意見の変化を大事にしよう～話し合いで法律を学ぶ」というページをあけてください。

先ほどもお話ししたとおり、裁判員の体験を通じて社会生活における正義の感覚、社会通念を磨いていこうというのが全体を貫く狙いです。

第1時は、身近な出来事をもとに裁判事例を考えようということで、学校では何か授業に取り上げるときには、導入としては普段学校の中でよく起こることについて取り上げます。ですから、今回もいきなりコンビニの万引きではなくて、教室の中で起こりそうな出来事を子どもたちに話をしました。A子が前から欲しかったシャープペンシルを友達のB子が学校に持ってきて、体育の時間から一番早く教室に戻ったA子が、たまたま机の上にシャーペンが置き忘れておくことに気づいて、悪いと思いながらもシャーペンを手にとってしまうと。そのとき、ちょうど間が悪くB子が教室に戻ってきて、私のシャーペン返してと叫んだことによって、盗む気がなかったんだけどもけんかとなって、怪我まで負わせてしまうと。今回の模擬裁判の題材であるコンビニでの事件の下地となるような出来事をまず子どもたちに話をし、こういうことって日常あり得るよね、よくあることじゃないんですがあり得るよね、悪いのは当然A子で、B子は悪くない、A子の罪は重いかな、と子どもに投げかけて、どのくらい罪が重いだろう、分からないんだよね、怪我の具合も分からないし、基準もないという話をします。この基準というのが法律で、それをどのように適用するかというのが良心というか正義の感覚に基づいて考えるのが裁判なんだよみたいなことを子どもに話しました。

そこで、今回の事件の概要を紙芝居形式で説明しました。それを話した後に、キーワードとなりそうな法律用語を説明しました。この部分の授業の様子だけをご覧になると「何でこの子たちはこんなにいろんな法律用語を知っているんだ」というふうに思うと思うのですが、ちゃんとその前に説明をしていますので、特別に法教育だけをずっとやってきたような子どもではなくて、本当に4月から初めて法律用語に触れたような子どもたちばかりです。だから別に特殊な子どもではなくて、ちゃんと授業の前にはかなり時間をかけて執行猶予とはこういうことだよというのをやってあります。その後、判決を考えると、具体的には量刑になるんですが、そのポイントを確認しました。事実に基づいて考えることが大事なんだよ、思い込みや推測で考えてはいけないよということを押さえて、ここまで25分ぐらい授業を行った後に模擬裁判の方に入ります。

一応、ここの流れを簡単にまとめると、一番最初に学校の身近な問題から裁判事例を考えるとところから入るとするのが大事です。2番目に、キーワードとなる法律用語を身近な出来事を使って事前に説明しておきます。量刑を考えるとポイントを確認した後で、大学院生による模擬裁判を行います。これは15分から20分ぐらいの内容ですが、コンビ

二強盗の内容を実際に大学院生の方に演じてもらいました。

その大学院生による模擬裁判の劇が終わった後に休憩を入れまして、第2時間目として、事実を確認しながら自分の考えが変わる過程に入っていきます。一番最初に、ともかくまず第一印象ですね、模擬裁判を見て第一印象で子どもたちは一体判決を下すとしたらどの段階になるかということで、3つ選ばせました。Aが一番軽い懲役3年執行猶予5年、Bがやや重い懲役3年で執行猶予なし、Cはもう本当に重い懲役5年で求刑どおりというので選ばせてみたところ、私の予想ではBを選ぶ子がほとんどを占めるのかと思ったんですが、意外にAもCもそれなりにいました。A、Cの方に入る子は自分の意見が固まっている子で、結構しつこく何度も何度もAはこうで、Cはこうでみたいな言い方をしていました。やはり決めかねる子は大体真ん中を選ぶというのが小学生では常套手段で、困ったら真ん中というところが非常にありますので、ここからどうやってBの子たちが自分の考えをつかんでいくかというところが、この授業の大きなテーマだったと思います。

この後、第一印象で選んだ後に子どもたちに、どうしてそういうふうにしたの、Aを選んだ理由は何と聞いていくんですが、一通り聞き終わった後に事実をしっかりと確認しようということで、資料1の一番後ろのページから2枚目のところですが、この紙を子どもに配布して、私の方は前の黒板一面使って一つ一つ言葉を確認しながら張っていったんですね。台本に沿って、こうやったんだねと言って、でも相手の人はこういうふうに感じたんだねみたいな形で、一つ一つ順番を追って黒板で確認をしていきました。子どもたちは黒板とこのプリントと両方見ながら、一個一個の事実を確認していったわけです。

それを実際に確認していく中で、分からない言葉もたくさん出てくるんですね。例えば、もみ合いってどういう意味なのみたいな言葉とか、あとは、ここの台本にはなかったんですが「黙秘権って何」というところで、私も全く考えもよらなかったところで突っ込まれまして、ただ、これは避けて通れないなと思いましたが、黙秘権について必死に説明したのですが、やはり子どもなりの考えの中で非常に素朴な疑問としてそうだろうなって、後で冷静に振り返ってみると黙秘権ってよく分からないよなとか、もみ合いという意味がやっぱり実際に動作化してみないと分かりにくい部分であるよなと後で分かったんですが、このとき、計画を立てる段階ではやっぱり子どもがどこにつまずく、どこに引っかかるんだろうというのがあまり分かってなかったんですね。今回の授業をやって非常に参考になりました。こういう言葉を事前に押さえて、分かりやすく説明しておく、この法教育の授業ってうまく流せるんだなというのは感じました。

全部説明し終わって、子どもたちも納得した、事実の概要はつかめたという段階で、個人個人の中でもうこれで決定という第2段階ですね、ピカピカシートでいうところの黄色段階です。個人としての考えはこれで決定という真ん中ですね。これなぜ赤、黄色、青になっているかといいますと、一応信号をイメージして、赤はまだまだ進めないという、この考えじゃゴーできない。黄色は注意しながらでも何となくみんなの話し合いに参加できそうというのが黄色、青は、みんなと話し合って私はもう前向きにこれからはしっかりと、この判決でいいんだという、そんな思いを込めて赤、黄色、青という形で色を変えています。黄色段階が、事実を確認した後に再度自分なりの判決を決めるということで黄色段階です。一応、1日目はここで終わりました。

翌日、2日目の第3時間目なんですが、ここでいよいよ、個人としては決めましたので、

今度はグループになって色々な人の意見を聞きながら、本当にその自分が下した判決が正しいのかどうかという、グループの中の磨き合い、グループの中での自分の考えの磨き合いに入っていきます。グループごとに分かれたところにオブザーバーとして、大学院生が入ってくれて、話し合いが堂々巡りになったり、それから違う方向に行ったときに少し修正してもらって役で入っていただきました。基本的には、今回は余り入らないで、子どもたちがしっかりとできればそのまま見守るという形が基本的な構えでした。

この話し合いをするときに注意したことは、やはり小学校ですので、非常に難しいところはすぐ感情的になってしまうのではないかとということで、論を切って人を切らずというのを一生懸命説明しました。その人自身は否定しちゃいけないんだよ、その人の意見を否定するのはいいんだけど、その人自身を否定しちゃだめだよということを一生懸命話しました。それから、相手の考えに納得したら、素直に自分の考えを変えるんだよ、強情な子どもが多いし、小学校ではまだ十分心が育っていない部分があるので、1回自分が右といったら左と分かっているけども右って言うてしまう子っているんですね。ですから、そうじゃなくて、今回は相手の意見がなるほどそうだなと思ったら、もうどんどん自分の考えを変えていいし、またもとに戻ってもいいんだよという話をして、自分の考えを変えることを恐れないようにということをお話しました。3つ目が、人の考えに意見するときには思い込みじゃなくて事実を用いて、ここで言うところの先ほどの概要の図ですね、あの中のいろんな言葉を用いて反論するんだよということを確認しました。

次のページになります。話し合いのルールとして、4つ確認しました。まず、お互いに自分の考えを出し合ってから話し合う。そうしないと、だれが何を考えているかよく分からないので、まず一通り自分の考えを出してから話し合いをしましょう。その次に、相手の考えに納得できないところを質問しましょう、意見ではなくて質問をすると。相手の説明に納得したら自分の意見を素直に変えてもいいよということをお話しました。もし納得できなければ、自分の考えを相手に納得してもらえようように説得しなさいということで話し合いのルールを確認しました。これはかなり学級会的な扱いが大きくて、特活の方にも応用できるんですけども、話は余談になるんですが、国語科の先生からも、今回のこの話し合いは非常にコミュニケーションルールを育てる面ではいいというお褒めの言葉をいただきまして、国語の授業で今度応用させていただきますということをお言われたんですけども、私は余り意識しないで、ただどうすれば話し合いが建設的にいくかということだけを考えてやったんですけども、何か学級会的な話し合いとしても非常に応用できるということで、この部分いただきますと言われ、どうぞ御活用くださいとお話しました。

これらを確認した後に第1次の協議を開始するというところで、実際に話し合いが始まりました。私は、自分の考えとグループの考えの相違点を常に意識させて、それを埋めるにはどういう話をすればいいかということで、その視点でグループを回りながら一つ一つにアドバイスをしました。1回目の協議を終えてもう1回全体で話し合いを持ちました。というのは、やはりある程度予想できたことなんですが、最初の話し合いで世の中にとってどうかというのはなかなか出てこないと思うんですね。ですから、被告人にとってとか、被害者にとってというのは出てくると思うんですが、世の中にとってどうかという考えが具体的に分からないと思うので、私はそれを具体的な例を用いて全体で話し合いをして、世の中にとってどうかというのはこういうふうに考えるんだよといった後に、もう一度2回目の話し合いをし

した。最終的に話し合いを終えた後に、班ごとの中でどうかというのを紙に書いて、うちのグループはAが何人、Bが何人というのを一応全体で確認しました。クラスとしての傾向は、これも意外だったんですが、Bが多いのかなと思ったらそうでもなくて、AとかCとかBとかかなり分かれました。ただ全体的な数からいくと、やはり最終的にはBの方が若干多いぐらいでした。ですから、話し合いをすることによってどんどん子どもたちの中にいろんな考えが出てくるので、分かれてもしようがないのかなという、まとまる方が逆に難しいのかなという気持ちも受けました。最終的に、もう一度個人で考えるとしたらどうしますかということで、青の部分で、あなたの考えはどうですかということで書いたのが、最終的な結論です。

各グループの代表が話したのはその後で、最終的に子どもたちがA、B、Cを決め終わった後に、今回の授業を学んで私はこう変わったというのを、子どもたちが話をしたんですけども、この内容が非常によかったので、今日皆さんの方に配布しました資料として、2枚目、3枚目、4枚目に児童全員分の「法律を学んで私はこう変わった」というのをまとめましたので、後でお読みいただければと思います。私が思っていた以上に子どもたちは一生懸命考えてくれていたということがよく分かりました。

それでは、今から授業の様子をビデオでご覧いただいて話し合いの様子をつかんでいただければと思います。

ありがとうございました。

それでは、資料1の最初に戻って、2枚目の児童の授業後の感想のページをご覧ください。

下から3番目、これは先程の弁護士志望の子ではないんですけど、またもう一人六法全書が友という子がいるんですが、「初めは六法全書を全部覚えればいいんだと思っていたが、人の意見を聞いて自分の意見を言おうという一番大切なものが抜けていることに気づきました」、「今回学んで何かほよほよの正義が何かがちがちになった」というふうにこの子は言っています。誕生日プレゼントに本当にお母さんは六法全書を買わされたそうです。本人は分からない文字を一生懸命辞書を調べながら読んでいるそうです。

次のページの一番最初を見てください。かなり個性的な子なんですが、こういうふうに言い回しています。「ぼくは、この4時間で泥ダンゴを磨くように正義感をピカピカに磨けたと思います。初めはドロドロの泥でしたが、だんだんキラキラの泥ダンゴみたいになりました」。自分の心の変化をこのように語っています。

上から3つ目のところ、「私は初め被告人のことばかり考えていたけれど、法律を学んでだんだん周りの人のことを考えられるようになりました。正義がもやもやしていたけれど、だんだん固まってきました。私はすごい成長したと思いました」と自分自身の成長を感じています。

下から4番目ですね、「ぼくは法教育の授業を受けて、色々な人の立場に立って物事を考える力がついたと思います。裁判員になってもよいと思いました。裁判はとても大事なことだと思いました」。

その次のページをあけてください。最後から2番目のところ、「私はこの4時間法教育を学んで、みんなの考えを大事にし、自分の考えも大事にしてやることができました。最初は、一人の人のことしか考えなかったけれど、最後には世の中のために考えられたと思います。将来にこの法教育を役立てたいと思います」という感想を残しています。

ほかの子も一様にみんな、とにかく裁判員をやってみたいですというのをたくさん感想として残してあります。

最後に、本実践のねらいは達成できたかということなのですが、最初に触れましたように、「意見の変化を大事にしよう、話し合いで法律を学ぶ」ということについて、4時間分の考えを磨くシート、次のページにあるピカピカシート4枚、これはきれいな字の子しか抜粋できなかったんですけど、男の子は割といいことを書いてあるんですけど、私しか読めないんですね。ですから、今日お見せできないのが残念なんですけど、女の子が中心なんですけれども、書き込みとか、皆さんにお読みした感想のところを見ると、自分自身の意見の変化の認識や磨きぐあいについては、十分過ぎるくらい達成できたのではないかなと考えています。当初私は、子どもがここまで学び取るというふうには考えていなかったのだから、自分でも驚きました。

また、話し合いを通して被告人、被害者、世の中の三者の立場に立ってそれぞれ考えることについても、かなりの児童が達成できていたのではないかと考えています。全員じゃないんですけど、多くの子どもたちが新たな立場を変えて考えてみることの大切さを知ったみたいなことを、言葉でも言っています。不思議とこの後色々な授業をやるたびにこれが生きていて、「事実に基づいて言っていないよ、それは」とか、ほかの国語とか算数とか理科とか、ほかの教科でもこの授業が結構生かされています。話し合いが堂々巡りになってくると「ちょっと1回ポイントを押さえよう」とか普通に子どもたちが話すのを見て、結構いろんな部分でこの授業というのは応用できるんだなと思いました。

私が一番驚いたのが、裁判員になりたいかどうかのアンケートなんですけど、授業の一番最後の終了間際に、「将来裁判員になってもよいと思う人」と聞いたんですけど、第1時の4月の授業参観のときには6、7割の児童がやりたくないといったんですけど、何と今回は約9割、ほとんど全員が手を挙げて、ぜひやってみたいというように大幅に変わっていました。もちろん、やっぱり手を挙げない子もいました。でも、その子は自信を持って手を挙げていなかったのです。そこが何かすごく私は、何となく申しわけなさそうじゃなくて、まだまだ僕はそんなレベルじゃないみたいな感じで手を挙げていなかったのだから、すごく安心しました。この結果には本当に私自身驚いていて、ちょっとビデオの中でも話した法曹関係に進みたいという子もいます。愛読書は六法全書と真顔で言っている子どももいます。

取り組み前は、小学校4年生で模擬裁判を行うのは早いんじゃないかということで大学の教授にも反対されまして、本当にやれるのかということで言われたんですけども、とにかく一度やってみようということで取り組んだんですけど、やっぱり取り組みは小学校でも工夫次第で十分に模擬裁判の授業を行うことができるのではないかなという思いを強くしました。もちろん本格的な、本当に法廷劇とか、法廷の裁判みたいなことはもちろん小学生には無理なんですけれども、私は今回やってみて色々な授業に応用できるということでは、色々な先生方に広めていきたい、広めていくことに何の躊躇いもないという自信ができました。ぜひ皆さんやってみてくださいと言えるようになったというのが非常に大きいです。法教育だけという枠にとらわれずに、こういう話し合いの授業をたくさんやることによって、ほかの教科の授業も活性化されるということがとてもよく分かりました。ですから、附属小は専科の先生が多いんですけど、専科の先生がうちのクラスに入ると怖いというんですね、意見が出過ぎて。收拾がつかなくなるって。子ども同士で最終的には納得しちゃっていて、私が疎外

されていると言ってくださる先生もいらっしやるほどです。

これがもちろん完成品ではなくて、今後も改善を加えていながら完成度を高めていきたいと思うんですが、同時に、やはり2月のときにも提案しましたように、社会科の授業の中での法資料についても地道にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。前回に引き続いた実践ではありましたが、このような貴重な発表の場を与えてくださりましてありがとうございます。

以上です。

土井座長 どうもありがとうございました。大変興味深い報告であったと伺わせていただきました。

それでは、どなたからでも結構ですので、御意見、御質問等があればお願いいたしますと思います。

いかがでしょうか。

高橋委員 最後のアンケートのところで大幅に裁判員をやりたいというのが増えたのは、どういう形にしろ、最初の段階で裁判員というのはどういうものだとして御説明の仕方をされたんでしょうか。保護者はやる気満々だったというお話もあったんですけども。

向井先生 普通に分かりやすく、法務省で配られているような資料がありますよね。裁判員制度Q&Aのパンフレットです。あれを小学生用に易しい言葉に直して、こんなふうにしてやるんだよという形で説明をしたんですけども終わった後にすごく親の方が本当に喜んでいました。

高橋委員 今の一般世論では、親の世代は逆にやりたくない人が多い感じですよ。

向井先生 ええ、でも授業を受けたらすごく興味を持ちましたということで。この間の授業で子どもの頑張る姿を見て、さらに「私も負けていられません」と個人面談では多くの保護者が「率先して私が行きます」みたいな形ではおっしゃってくれていました。

土井座長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょう。

吉崎委員 最後の、まとめの部分で正義という言葉が多数各生徒さんから出てきているようなんですが、ここで言う正義というのは、向井先生からごらんになって個々人どういう趣旨で使っているのか、その辺の個人差があったり、あるいはみんな統一された感覚で正義と述べているのか、その辺りの印象はいかがだったでしょうか。

向井先生 一番最初に子どもたちが持った正義というのが非常に自信のない正義なんですね。周りの人に承認されていないというか、自分なりにまだ全然、何となくこういうふうなのが正しいんじゃないかなという正義が、要するに事実を確認していったり、話し合いを通していく中で、私のこうなんじゃないかなという思いはそんなに間違っていないんだということが、最終段階で分かったというぐらいの正義なので、人によって微妙に違うんですけど、ただそれぞれが非常に自信を持った正義だと捉えています。

吉崎委員 その場合の正義というのは、いわゆる、先ほど少しビデオで出てきました、こういう重い刑にしないと同じようなことをやる人がいるという意味の正義であるのか、それとももっとこの授業現場で得た人の意見を聞かなければならないとか、人と議論を闘わせなければいけないという部分の正義なのか、ちょっとその辺を伺えたらと思うんですが。

向井先生 すみません、多分最初の方の正義を使っている子どもがほとんどだと思います。話

し合いのどうのこうのについて意識している児童はほとんどいなかったと思います。

土井座長 ほかにいかがでしょう。

山下委員 私もちょっと正義という言葉に反応するんですけども、この狙いが、最後に社会生活における正義の感覚（社会通念を磨くこと）となっていますが、正義という言葉は非常に誤解を招くので、少し違う表現にした方がいいんじゃないかなと思います。せいぜい、今おっしゃったような内容であれば、多分自分の意見を磨くことくらいですかね。確信のある意見を持つようになることとか、そういう意味かなという感じがします。正義という言葉に関してはいろんな人がいろんな思いを持っていますので、揚げ足をとられかねないと思います。

向井先生 ありがとうございます。

鈴木委員 私も同じような意見になるんですが、4年生でこれだけのことができたというのを十分時間をかけられていておもしろかったと思うんですが、逆に先生としては4年生の段階でこうした社会生活の正義の感覚、社会通念から量刑における、こういうことを学ばせることの意味というのはどのようにお考えですか。僕的には、発達段階に応じたときにちょっと早過ぎないかというようなこと、やればできるとは思いますが、逆に言うと、やらなきゃいけない年代なのかどうかという点について先生の御意見をお聞きしたいと思います。

向井先生 私も全く実は同じ意見で、やらなくてもいいのではないかなと思ったんですが、やってみた結果で分かったのは、目的をそこに置くのではなくて、話し合いの仕方みたいなどころでは、やはりもうこの段階からやった方がいいということ、今回の実践で非常によく分かりました。小学校の現場でも必要だなと。

鈴木委員 そういう意味では、先生のおっしゃっている話し合いを通じて社会生活における正義の感覚を磨くというよりは、法の局面を利用して話し合いの仕方を学ぶという方向の方が強いのかなと思いました。

向井先生 はい、自分でも終わってからそのように思いました。

鈴木委員 むしろ、その方向で積み重ねられた方がいいのかなと。1点、もうこれは危惧ですが、裁判員の教材を教材部会の方でも作成しようとしています。確かに量刑の部分が裁判員を実際にやられた場合には多くなるだろうとは思っていますが、基本にあるのはやはり有罪か無罪かというような、その部分でこそ証拠に基づいてどうやって議論していくのかという部分があるものですから、この点を小学生の段階では量刑でこのような話し合いをしていくんだと、基本的にはもう事実は決まっているんだと、あとは3つある中のどれかなんだと。真ん中に意見を持っていかせようとしているんじゃないかと。これは今の授業でそうだったとは言いませんけれども、軽いもの、重いもの、真ん中のものというようなことでやるというのは、ある一定の方向性を多分見せると思うんですね。それだけに少し怖いものを僕自身は感じて、特に優秀なお子さんたちただけにその部分を先走ってつかんでしまうのかなと。もっと僕は大人になってから量刑について、これも結構悩ましいと思います。しかしながら、社会経験をしながら量刑というものはつかんでいくものだろうと思っていますし、逆に言うと、これを先ほどから出ている正義という言葉でぼんと出されることは、私は逆に言うとそういう法教育ならやらない方がましだというぐらいに思っています。正義を大人が押しつけることはしてはいけないと。僕は、考えて、混乱させればそれで十分だというぐらいに思っていますので、その点をちょっと意見ですけども言わせていただきました。

向井先生 この教材を作るときにやはりその部分が問題になって、事実認定まで入れてしまうと、事実認定と情状酌量の両方を考えるのは子どもには無理なんじゃないか、混乱してしまうだろうということで情状酌量1本に絞ったというのが実際のところですよ。一番最初は両方出ている、さて、これを子どもが本当に両方を使い分けて考えられるのだろうかということで、今回は事実認定は一切触らずに情状酌量だけで子どもが考えを追っていかうということにしました。A、B、Cと選択肢を3つにするとBが真ん中にくるといのはおっしゃるとおりで、A、Bだけにしようとか、A、B、C、D4つにしようかというふうになったんですが、最終的に今回はA、Bどちらにするよりは真ん中にBを入れておいて、様子を見て、次回はAかBの2つとか、逆に4つに増やすとかいうのもやってみたらどうかというアドバイスをいただきまして、そんな形になりました。次回、私は4つよりもAかBの方がはっきりしておもしろいかなとは考えています。ありがとうございました。

土井座長 いかがでしょうか。

羽間委員 私も委員の先生方と同じように、正義という言葉に大変引っかかりまして、子どもがこの言葉をどのように使っているのだろうかという点で、余りいい感じがしない、気をつけたいと思いました。そもそも小学校4年生にこういった実践をやってみようかと向井先生が思われたのはなぜなのでしょう。

向井先生 2月のときにもちらっとお話ししたんですが、社会科の中での法教育だけの枠にとらわれずにいろんな分野をやってみることが必要かと思いました。というのは、2月に公開研究会でうちの学校で社会科を通した法教育の授業をしたんですけども、来られた方が一言に言われた言葉が、もっと法教育らしい授業が見られるかと思ったという言葉でした。要するに、模擬裁判みたいな授業が見たかったみたいな感想をたくさん残されたんですね。私たちは意外だったのは、そういうふうな段階の感想が多いということは、やはりそういう部分に関してもウィングを広げて取り組んでいく必要もあるのかなと感じた訳です。もちろん基本的な軸は社会科の中における法資料の教材化というのは変わらないんですけども、私は、総合的な学習で今回のこの授業を取り上げたつもりでいました。ですから、もちろんこれに限らず消費者教育だとか、ルールづくりとか、そういう分野にも、特活とかいろんな授業にウィングを広げて、いろいろ取り組んでみたいと今は思っています。

羽間委員 私は小学校4年生という子どもの発達段階を考えると、発達心理学的な見地から何かお考えがあってこの教材を導入したのかなというふうに思っていたんですが。

向井先生 道徳の延長という考えも若干入っています。

羽間委員 もう少し申し上げますと、小学校4年生ぐらいだと他者とか社会というものを認識し始めるときでもあるので、その認識を促進させるという目的もおありだったのかなと思っただんですけども、そこはいかがだったのでしょうか。

向井先生 すみません、そこまで深く考えていませんでした。

羽間委員 はい、わかりました。

土井座長 いかがでしょうか。

上原委員 今までの委員の方の御意見と重複する面もあるんですけども、今のお話しの最後のところで、総合的な学習の時間でやると、何の時間だったのかなとずっと思っていたんですけども、総合的な学習の時間にしては全体の流れは先生がもちろん使われるわけですので、児童主体ということになかなか難しい、なり得ないかと思いました。最終的に13時

間という扱いであったと思うんですね。これを小学校で総合として扱うとすれば、あつどのような工夫があればいいのかなとちょっと考えながら、これをやはり総合として扱うことに少し無理がなかったかなという気がちょっとしておりました。

反面、実際に13時間とれると最後は多分意見の交換ができていったのではないかなと思うんですが、なかなかこの時間がとれないのが実態だと思いますので、先生からしてこの第4段階まで持っていかれるに当たって、やはり1, 2, 3, 4の全段階が必要であったのか。あるいは、こういう段階でも多分本校の児童なら持っていったのではないかな。つまり、例えば鈴木委員が言われたまさに法の局面を通して話し方を学ぶという点に特化していくなれば、もうちょっと部分を取り上げてもできることなのかなと思ひながらお聞きしていました。

それと何をもって社会通念とするのかということになってくるのかなと思うんですけれども、例えば、被告人に4歳になる子がいたことに対して、被告人が刑務所に入ったら生きていけないんじゃないか、子どもたちはそういう意見がたくさんあったと思うんですけれども、実際にはそういうことはないわけで、実際、それを教える必要があるかどうかは分からないんですけれどね。ただ、やはり事実と違うところで随分引っ張られていますので、そうすると子どもたちなりに導き出した世の中の社会通念、納得できるところが実際とはずれてきてしまうのではないかなという、そんな危惧があります。ただし、先ほど情状酌量にこだわるといふようなお話が少しありましたので、そこまでやはり求めてはいけなかなと思うのですがいかがでしょうか。

それと、今回も裁判員教材の実践となっているのですが、確かに第1時で裁判員制度を扱われていらっしゃるんですけれども、実は、本当に専門家の方々に前にして大変恐縮なのですが、私は裁判官と裁判員の違いがよく分からないのです。子どもたちはこの授業を通して裁判官になりたいと思ったのか、裁判員になりたいと思ったのか、裁判員のことを学べたのか、その辺りが私自身よく分からないところがありまして、こういう授業は本当に子どもたちの意見を大切にするという意味では大変参考になったんですけれども、裁判員教材なのかどうかを教えていただければありがたいなと思ひました。

向井先生 先に私の方から。

土井座長 はい。

向井先生 これだけの時間が必要かという点なんです、一番最初、全くこの前の段階としてこのような知識がないので、やはりこれだけの時間をかけないと難しいかなと思ひました。実は3年前に6年生で、カイレ裁判をうちのクラスでやったときは、第1時、第2時が一切なかったんですね。一切なくて、ある日突然法学部の教授が来て裁判の話をして、それで話し合ってみようというような形をやったんです。私はそのときに、流れ自体はそんなにまずくはないと思ひたんですけれども、いかんせん子どもの中にベースができていなくて、まず言葉が全然分からない。それから、裁判自体が一体どういうものかも分からないということで、実践者の方と子どもの中に物すごく溝を感じたんですね。今回もし自分がやるとなると、その溝をどう埋めるかということをしつかり考えてからやらないと同じ結果になるなと思ひたので、そこで今回第1時、第2時をじっくり時間をかけて取り組みました。総合的な時間なので、できれば子どもの力でという部分がやっぱり出ていかななくてはいけないんですけれども、まだちょっとその部分に関しては私の力量不足もありまして難しいかなと感じました。ただ、将来的にはこういうことがより子どもたちの側に立った形でやればい

いかなと考えています。

実際の事例を本当に取り上げられればそれが一番いいんですけども、実際の事例を取り上げると何が大変かという、先程言ったように事実の確認とか、情状酌量っているんな部分がすごい複雑に絡んできて、多分小学校4年生では理解できなくなってしまうところが一番あったので、今回はあえてシナリオを作ったものでやりました。それは6年生をやったときにあったんですね。カイワレ裁判自体は、裁判的には非常に興味深いものだったと思うんですが、いかんせん事実確認と業者側と国側とか、もういろんな事柄が入り組んでいて、子どもは整理がつかなかったというのが自分の中でやってみて思ったんですね。ですから、今回はなるべくシンプル、本当に極限、ここまでやったらこの台本の趣旨が曲がってしまうような一歩手前ぐらいの形まで大胆に簡素化したつもりでいます。

社会通念で非常に誤解があったんですけども、日本の全体の社会通念というか自分の社会通念の意味は、クラス内における社会通念ぐらいに抑えています。クラスの中でこのぐらいがこの考えとしては妥当なんだね、今回のこの裁判でもしクラスの中が一つの国だったら、これがちょうど国民というかクラスのみんなが納得するところなんだねぐらいの気持ちで私はやっていたんですけども。そんな恐れ多くて、日本の国全体の社会通念という広さではなくて、自分のクラスが一つの国だったらぐらいの気持ちでやっていました。裁判員や裁判官については私はちょっと分からないので、どなたかお答えいただければと思うんですけども、私が語ったら間違ってしまうといけないので。

吉崎委員 裁判所から来ているものの立場として、そもそもこういう授業を通して法律関係に興味を持ってもらって、例えば法律家を志望する方が増えるというのは、単純に我々にとってうれしい話でいいことだと思うんですけども、それはさて置いて、いずれにせよ、結論から言えば、こういう教材というものはある意味デフォルメされたものであって、現実の裁判とか現実の社会とは若干隔絶された部分があるんだよということを、最終的に教えていただく先生なりに橋渡しをしていただく必要があるのかなと思っています。

これは法曹三者、プロが真面目に裁判員裁判の模擬裁判をやる場面もあるわけですけども、その場合でもやはり現実の事件ではないということがあって、若干デフォルメされてしまう部分というのは否定できないわけですね。その部分を、これが現実問題なんだ、現実の問題と全くイコールなんだという形で生徒が誤解してしまうのは危険があると私自身考えているところです。ですから、これはこういう形で勉強するために作った教材であり、議論してもらったのもその教材に基づいたやや現実から離れた話ではあると思います。それでこういう結論が出ました、あるいは、こういう議論ができましたということは、それはそれでよしいかと思うのですが、そのことと現実の社会、あるいは現実の裁判というのは若干幅があるんだよということは押さえとしてきちんとやっておいていただくこと。その結果、裁判官と裁判員の違いとか、そういうところにも結びついていくのかなと今お話を聞きながら感じたところでございます。

土井座長 ありがとうございます。

そのほか、何か御意見ございますでしょうか。

江口委員 韓国へ行ったりアメリカへ行ったりすると、「犯罪と法」や「社会と法」など基本的な教材があります。それは誰が作るかは別として、ベースにある部分があって、極端にデフォルメして分かりやすくしている教材があります。そういう教材がないと個別の教員は作

るのが大変です。それから、個別具体的な議論をやると、とてもじゃないですけど怖くて授業をやれなくなります。そうすると、今日先生がつないでくれたのですが、もっとベーシックな部分を、子どもたちでも読めるような教材としてあれば、そこから子どもたちはまた違う発想で議論するかもしれないし、先生が言われたように私も教材開発に入ってみて、専門的なこと、たとえば、証拠の二面性なんてどちらでいいと思っていたのですが、真面目に考えると大切なことだと気づきました。その辺りを少し基礎理論としてどこかで小学校のときでも伝えてあげると、向井先生の理屈に負けない子だって育つような気がしますので、そんな教材をどこかで作れないかなと思います。

土井座長 そのほかいかがでしょうか。

鈴木委員 1点確認なんですけど、第2時実践のところでも4時間分の時間と一緒に裁判の仕組みと裁判の大切さを知ろうということで、いろいろ裁判の仕組みだとか用語だとか、その辺りが説明されているようですけども、黙秘権等について逆に説明はなかったんですか。

向井先生 そこはやっていませんでした。

鈴木委員 そういう意味では、教材部会の方で、あるいは推進協議会の方で中間まとめ案としてまとめられた、中学生向けということにはなっているんですが、裁判のどこをどう分かってほしいかというものがあるので、その辺もちょっと参考に今後していただければいいかなと思います。単純にあの場所で僕も子どもたちだったらああいう反応をするだろうなと思うので、ただ、黙秘権であるとか刑事裁判の大枠のところは司法の制度としては非常に大事なところで、うまく伝えていかなければいけないとは思っているものですから、これは多分江口さんからお前ら作れよという話なんでしょうけれども、その辺りを理解していただければと思います。

土井座長 そのほかいかがでしょうか。

私が見せていただいた感触を申し上げますと、委員の御意見等も伺ったんですが、まず正義の問題についてですけども、がちがちの正義とか柔らかい正義とか、この辺りの表現が、どうも本人の意見がどの程度固まってきたかという表現に使われているということが誤解を招く可能性があるんじゃないか。がちがちの正義論者というと余りいいイメージはなくて、理屈っぽいとか、そういうイメージがある中で、私の正義はがちがちですという表現になってくると、それは少し違うかもしれないみたいな話になるのかもしれない。ただ、見ていて思ったのは何が正しいのかということについて、それは大人から見て不十分な点はあると思うんですけども、子どもたちがあそこまで真剣に議論するというのは重要なことだと思います。

一般に言われる中学校、高校なんかで議論されているように、非常に白けた雰囲気という、公共の事柄について何が正しいかということについてほとんど無関心だということに比べると、確かに具体的に出てくる結論が不十分であるにせよ、何が正しいかを真剣に考えるということは大切なことだということを学んでもらうというのは非常に重要で、その正しいという言葉が正義だということであれば、それはそういう用い方はできると思います。それを自分の意見の確信の度合いと結びつけて、がちがちだとか柔らかいという表現と正義を結びつけると、少しニュアンスが違うかなとは思いました。

それともう一つ重要なのは、やはり正義ということを考える上で重要な要素は、田中成明先生から御意見を伺ったときにも出たように、自分が正しいと思っているということだけで

はなくて、公正さというのが正義との関係で非常に重要だという議論だったと思います。それからいくと、それぞれの立場に立っているいろいろなことを考えて、それぞれの意見をしっかり聞くということが正義の実現にとっては非常に重要な側面ですので、そのところを子どもたちが今回少なくともつかんでくれたというのであれば、それは非常に重要なことだろうと思います。自分の立場だけで物を言うてはいけないので、ほかの立場のことを十分聞いて、もっともだと思えば自分の立場を改めるとというのがフェアということだということをもし本当に理解してくれるのであれば、それは非常に重要だろうと思います。題材の内容がどの程度大人の常識を持たないと本当の判断にたどり着かないかということはあると思いますけれども、ただ、そういうベーシックなところがしっかり出てくるというのは非常に重要なことだろうと私自身は見えていました。

あとは、発達段階にもよりますが、では本当に社会的に更生していくというのはどういうことなんだろう、4歳の子供がひとりで生きていくというのはどういうことなんだろうということを多分学んでいかないと本当の結論にはたどり着かないとは思いますが、それが4年生でできるのかどうかは色々あると思いますが、将来総合的な学習でこういうものを取り上げて、中学、高校の段階で行うとしたら、恐らく子どもたちには、それぞれの関心でそういうところを学んでいってもらえる必要があるんだと思います。社会福祉の体制だとか、矯正の問題だとか、更生の問題だとか、そういうものを全体として理解しないと社会の正義は実現できないんだよと学んでいってもらえることをすれば、総合的な学習でもいろんなものと結びつけていくことはできるんだだろうと思います。ただ、それは先ほど来各委員から出ていますように、発達段階で問題がありますので、小学校4年生にすぐ自分でそういうことを勉強できるかというところとできないでしょうけれども、恐らく何を学んでいく必要があるのかということも学んでもらうという意味では大事なのかなと思います。

あとは時間のかけ方で、やはり小学校4年生だとこれぐらいかけないと大変だろうなと思います。なので、小学校でやるんだとしたらこれぐらいの時間をしっかりかけてやらないといけないし、もう少し時間を短縮してやるということになると、それなりの発達段階が必要なんだろうと思います。それはどの程度に想定できるのかといったような議論も今後していく必要ではないかと思っています。個人的には向井先生がおっしゃる非常に子どもたちが批判を受けて悩みながら自分の見解を変えていくというのは非常に重要なことで、そこを学んでもらうことができれば非常にいいんじゃないか。正義感覚というのは、やはりそういうところで磨かれるのは確かで、自分がこうだと思っているだけじゃなくて、いろいろと話をしながら、ああそうなんだ、みんなもそう思っているし自分もそうなんだというふうに共感できていくというのが、恐らく市民を育成する上においては非常に重要なことだと思いますので、発達段階等いろいろ工夫していただく必要はあるのかなと思いますけれども、この実践を発展させていただければと思います。

どうもありがとうございました。

向井先生 ありがとうございました。

土井座長 それでは、引き続きまして中学生を対象に行われました裁判員教材の実証授業について意見交換をさせていただきたいと思います。

これまで、裁判員教材作成部会におきまして裁判員教材の開発が進められ、今月3日から14日までの間、台東区立上野中学校におきまして、その教材に基づいた実証授業が行われ

ました。授業を担当されました裁判員教材作成部会の構成員でもある台東区立上野中学校教諭の高田孝雄先生からは、今回の法教育推進協議会におきまして詳細な御報告を頂戴する予定ですが、今回の実証授業には本協議会からも多くの委員に参加していただいたと伺っておりますので、各委員の御記憶の鮮明なうちに授業内容、実践方法などにつきまして忌憚のない御意見を頂戴したいと存じます。

それでは、授業をご覧になった委員から順次御意見を頂戴できればと思いますが、最初に上原委員の方でござんいただいた感想等があればお願いいたします。

上原委員 私は、あるクラスの第1時と第2時の2時間拝見させていただきました。第3時を拝見しなかったのですが、実は来月お聞きしないと発言をしてはいけないなと思いつつ意見を何点が言わせていただきます。

とても生徒さんたちは活発に意見交換をされていたと思うんですが、今度は中学3年生という段階になりますので、実は先ほどの実証報告をいただいた向井先生のおきにも少しお聞きしたことであるのですが、実際にあった事例であるのかどうか、その辺りで第1時、第2時で事実の確定をしていくわけですが、そこで揺れ動くんですが、最終的にクラスとして意見がまとまったとして、実際のところが、本当はどのような判決だったのかということを確認する必要はなかったか。されたのかもしれないんですけども、指導案自体としては少し読み取れなかったもので、それがどうであったかなと思いました。

もし、されていないとすればということが条件になるんですけども、確かに有罪か無罪かということで意見が随分出ていたんですが、私はそこで一つキーワードとなるのは、どんな点を明確にすると有罪、無罪というものを明確にすることができたか。自分として、自分の意見をしっかり固めるためにはどんな点が明確になればいいか。つまり、被告人あるいは被害者の方にどんなことを質問したいかということ、何かもっと明確にしたらどうだったかなということと思いました。

あとは、今回の実践事例ではすぐに模擬裁判に入っているんですね。第3時のところで裁判員制度の説明をされていらっしゃるんですけど。昨年度から色々な実践を色々な先生方が紹介をしてくださっている中で、裁判員教材の中間まとめに対するパブリックコメントへの意見の一つだったと思いますが、熊本の先生の事例では、まず裁判を傍聴させるという授業から入っているという資料もいただきました。また、まずは裁判員制度とはどういうものかというものを押さえるところから入られている、あるいはビデオを視聴されているというものから入られているものもあったかと思えます。今回は、まずは模擬裁判で実感をするというところから入られているんですね。法教育研究会で作成した4つの教材は有機的に関連し合っていて、それで一つのコンセプトを明確にしているんだというお話があって、それに対して裁判員教材が余りにもクローズアップされ過ぎると、法教育イコール裁判員制度みたいになってしまうと、それは法教育研究会の趣旨を逸脱するんじゃないかという向きもあったと思うんですね。なるほどなと思って、私も以前の資料を読ませていただいたんですけども。

ですから、そういう点でいくと、司法のところを拡大する形で取り上げていくという点でよかったのかなという思いがする反面、いわゆる司法のところでも従来から裁判とはどういうものかというのを体験するということは、先生方の実践の中には過去にもあったわけですね。16年に裁判員法ができるより前から、実際には地方裁判所の見学は随分いろんな学校で小・中間わらずになされていた実践でありますので、そういう点でいくと司法の工夫された

実践，いわゆる裁判の学習の実践なのか，裁判員制度を学ぶ実践となり得るのか，その辺りが私に見えなくなっているところがあります。法務省の中村雅俊さんが出られたあのビデオは本当に素晴らしいですね。何度見ても，自分が裁判員になったらということがずきんと来るわけですね。そこから入って行ったときと，後で裁判員制度はこうなんだよというときと学びは同じなのか違うのか。私はやはり裁判員制度となったときには，これは単元の授業時間数とも関わってくるんですけども，冒頭であれだけがーんと来たら学びが変わってくるのかなと，そんな気もするわけでありませぬ。

そんなこんなで裁判員制度を学ぶのか，裁判制度を勉強するのかといったところで，少し疑問というか，やはりスタートで何かを押さえる必要がないかなということも思ったところでもあります。

最後に，先程の向井先生はあえて社会科じゃないという工夫をしてくださったわけであって，やはりどうしても今なお法教育というものが社会科の授業改善でしようという見方がされがちなところですね。社会科の中で取り組まれることも本当に素晴らしいと思っておりますが，同時に，この実践をどうアレンジしたら総合的な学習の時間，多分特活は無理だと思ってしまうんですけども，総合的な学習の時間に使えるのかなんていうことを，今後教材を工夫していただく中でお教えいただくとすばらしいということも思いました。

大変長くなって申しわけありません。以上です。

土井座長 ありがとうございます。

それでは次に，江口委員，いかがでしょうか。

江口委員 私は，この教材の議論にも関わったりしているし，基本的には賛同できるものがあると思います。この授業はかなり専門的なことをそぎ落として，ある意味では学校の先生がやれる範囲で作っているものですから，ここから色々な多分バリエーションができると思うんです。私はこの授業を本当は実際の裁判官にやってほしいし，法曹三者が出てちょっと授業コンテストをやってほしいという感じが私はあるんです。今回の場合には，彼が自分で全部考えて，自分の枠内でやれる範囲ですから，これをベースに現場へ持っていく方法を考えるというのが生産的かなという気がします。

基礎基本が結構押さえられているんです。実は私もこの教材を作りながら色々勉強になりました。さっき証拠の二面性と言いましたけれども，我々が例えばデータの理論付加性とか，データが多面的な見方をするとかということは分かっていますが，それを乗り越えて証拠自体になったときに二面性があるなんていうのは，ああ，なるほど，そんなことも最初から教えてくれればもっと裁判を見るときに違う見方をするのになと思いました。この学んだことの意味みたいなものがどこかで子どもたちに伝われば，それでいいのではないかと思っていました，この授業を見ながら。そのような感想です。

土井座長 ありがとうございます。

次，大杉委員お願いします。

大杉委員 私は7月10日午後の3年1組の2時間目だけしか見ていないので，この時間に限ってということをお願いしたいと思います。

1点は，あの授業は試行的に行われていますので，よりよい授業にするためにはという視点と，もう一つ，向井先生のお話のときにもお話ししようと思ったんですけども，小・中・高の裁判員教材の扱い方について，2点お話をしたいと思います。

1点目は、確かに私の見た授業は、高田先生が有罪か無罪かというのをどちらに自分は考えますかということで手を挙げさせて、クラスの中では拮抗していたんですね。拮抗して、意見を整理するというような形だったと思うんですけども、例えば被疑者が持っているお金と奪われたお金の共通点、ホチキスの穴があいている、そのことについてどう考えているかとか、あるいは目撃ということについてどうだとかということで、証拠の二面性についてはよくされていたんですが、ただ黒板を使って左右に1つの証拠について2つの見方というふうに並べられていたんですけども、やはり中学生ですから、自分が言っている意見というのは限界があると思うんですね。あそこで思ったのは、自分たちがやったことについて本物の法律家はどう考えるのかということで、江口先生と同じなんですけれども、検察官の方と弁護人の方が真剣にそのことについて議論し、本当に見ていくというのはこういうことなのかということ、本物を見る、モデリングできればいいと思います。実際に、授業ではいつも弁護人の方と検事の方が両方出られるということはありません、そういうビデオ、15分あるいは20分なりのビデオを作っていただいて、自分たちがやったことについて実際こういうことなんだということを出されると、生徒が持っている知識や学習した内容が、かなり質が高くなっていくんじゃないかなという気がしました。1時間しか見ていないのでそのぐらいしか申せませんので申しわけありません。

2点目は、小・中・高の裁判員教材の扱いなんですけれども、実は春に全国の指導主事会議をやりまして、小・中学校の先生方を指導される指導主事の方をお呼びして、特色のある授業を紹介してくださいということでやりました。かなりの数が出ていましたが、ほとんどが中学校なんです。新聞などを見ますと小・中・高と同じ事件ではないんですが、教材としての模擬裁判を取り上げている。そのときに小・中・高と同じ教材だけれどもどう違うのか、あるいはどう発展させるのかというのがやはり必要だと思うんですね。これは総合的な学習の時間が始まったところよくある話で、環境学習とか非常に盛んになるんですね。道路1本挟んで小学校と中学校がある、中学校に研究主体がありまして、そこで発表を見に行っただんですが、校長先生が小学校で一生懸命環境をやって、その子どもたちが来年うちに来るとき、今年やっている環境学習どうしようって悩まれるんです。やはり系統というものがあるので、向井先生がされている裁判員の教材と中学校、本当は何がどう違うのか、これを考えないと、今もし法教育ということで裁判員教材が広く行われたときに、環境学習と同じように小学校の方がおもしろかったら、もうやったとかということで深まりが出てこない。どこに中心を置いていくか。これは、先ほどから議論になっています子どもの発達段階、どこがふさわしいのか、そういうことをこれから協議の中での視点として必要ではないかと考えています。すみません、長くなりました。以上です。

土井座長 ありがとうございます。

向井先生 ちょっと今のでよろしいですか。

土井座長 はい。

向井先生 今おっしゃられたことを、10月に附属中学校の方で今計画を立てていて、私がやった授業を附属中の生徒の方に大学院生と一緒に、今度は事実認定も含めてちょっと複雑化してやったらどうなのかということで取り組んでいまして、今度は検察官とか弁護士の方を直接お呼びしてお話をきけたらなということで計画しています。今おっしゃっていただいたことですごく力がわいてきまして、頑張って実践していきたいと思います。ありがとうございます

いました。

土井座長 ありがとうございます。

それでは鈴木委員、お願いいたします。

鈴木委員 私も3時間聞いてはいるんですがクラスがばらばらだったりしていて、きちんと1クラスで3時間聞いているわけではないのであれなんですけれども、難しいなと思いましたのは、先ほどもちょっと出ていましたけれども、「はじめての法教育」の司法の分野と区別するような形での裁判員教材ということも意味があったんだろうと思います。子どもたちに最初にロールプレイというか模擬裁判をやってもらうんですが、そこがどういうふうに受けとめられたのかなというのが気になりました。時間的な拘束が非常に強いものですから、20分から25分ぐらいで模擬裁判をやってしまうということで、教室の前にぱっぱと立たせて、その場でぼんぼんとやるものですから、子どもたちから見ていてもいつもの仲間がいつものように並んでいて読んでいるというような感覚で、もう少し形式張ったところを作ってあげてもよかったのかなというのが1点ありました。

それから、もう一つは、議論そのものは子どもたちは非常に議論をしてくれたとは思いますが、意見を出てきていたと思うんですが、何に基づいて判断をしていくのかというところが、やはり証拠に基づいて何だというところがもう少しぶれないで伝わっていればよかったのかなと思います。結局、骨のシナリオだけが読まれたものですから、冒頭陳述から最後のところまで一気に流れていくということで、これはよく一般の方を対象にした模擬裁判のときもそうなんです、冒頭陳述というのはある意味主張でしかない部分がぼんと頭の中にストーリーとして入ってしまって、それであとは証拠をちょっちょっとなら追いかけるだけで終わってしまっているようなところがあるのかなと思いました。その意味では、裁判というのはどういうものなのか、どういう手続なのかというようなことをやはり絡めて伝えていかないといけないのではないかなと思いました。

それから1点やはり気になったのは、有罪・無罪について3回評決をさせるんですが、それがちょっと焦り過ぎかなという感じがして、2回でもいいのではないかな。確かに個人で考えたとき、グループで考えたとき、クラスで考えたときと3段階なんですけれども、3時間、特に2時間ぐらい実際はやるものですから、そのときにぼんぼんと結論が有罪か無罪かというふうに突きつけられながら子どもたちがやっているような感じがちょっとして、言葉としても有罪か無罪かというよりも、むしろ被告人がやったと言われている犯罪をやったのかやらないのかと、ちょっとかみ砕いて伝えた方がいいようにも思いました。

それから、これは今までも出ているところなんですけれども、そういう意味で法廷傍聴だとか、そういうものと関連づけられて行っていくと、子どもたちにとっては非常に分かりやすいというか理解が深まるだろうというふうに思います。

あともう1点、これは向井先生の方がそういう意味で言うと被告人にとってどうか、被害者にとってどうか、世の中にとってどうかと視点をきちんと明示されているんですが、この部分も今回の教材をもう少し明確化してもおもしろいのではないかなと感じました。弁護士の立場からすると無罪推定の原則というのはきちんと伝えてほしいということはあるし、それは大事なことだと思っていますが、犯人であるとするならば明らかな証拠がある場合は有罪であると、犯人でないとするならば明らかな証拠がある場合は無罪であると、犯人とするには証拠が十分とは言えない部分は無罪である、これは無罪の推定ですということは明示はされるん

ですが、この部分の説明も制度の説明と関連するんですが、なかなか時間をとっての説明がなかったようにも思えて、もう少しこの辺も工夫が必要かなと思っています。

土井座長 ありがとうございます。

それでは高橋委員、いかがですか。

高橋委員 私も違うクラスの3時間を見させてもらいましたけれども、3時間ではやはりかなり厳しいかなということは感じました。第1時限目の前段にどれほどのレクチャーがあったか、少し次回お聞きしなきゃいけないと思うんですが、やっぱりシナリオを読むときに役割をもう少し分かりやすく解説をすとか、もうちょっとシナリオを読むときに立体的にやった方がいいかなという感じはいたしました。

それから、一番やっぱり見ていて感じたのは、先ほど上原委員がおっしゃったように裁判員制度の色がちょっと強いのかなというところがあって、確かに子どもたちの議論だけを見ると非常にここで狙っている根拠を明確にして、自分の考えをまとめるとか、他者の意見を聞くとか、それは向井先生の授業でも目的としたところは非常に狙っているところではあるんですけども、最終的なところがどうしてもこの裁判員制度を認知させよう、理解させようというところに何か目的を持っているように非常に強く感じました。授業の最後は非常に駆け足になってしまって、裁判員制度のパンフレットを渡して、これを読んでくださいよという終わり方が、非常に私としてはどうかかなと思いました。やはり法教育研究会でずっとベースというものを大事にしようということで議論してきましたので、そういったものを積み重ねて層を厚くした上で、その先に裁判員制度の教材を学ぶ場面があっていいのかなというのは非常に強く思った次第でございます。

以上です。

土井座長 ありがとうございます。

それでは羽間委員、お願いします。

羽間委員 私は、3時間目を見学できませんでしたので、最終的にどうなったのかが分からないということをお断りしてお話し申し上げます。よりよい授業にしていこうとすることで言いますと、この3時限で評決を3回もやるのはどうかという感じがいたしました。もう少しディスカッションをする時間をゆっくりとした方がいいのではないかなと思います。中学生ですと、照れとか反抗心とか色々なものが出てきますので、ディスカッションのやり方をかなり明示しないと意見がなかなか出て来にくいのではないかなという気がします。たとえば、向井先生が小学校で「こういうふうにディスカッションしましょうね」と話し合いのルールを明示しましたね。ああいったものを中学生でもしっかり伝えていった方がいいのではないかなと思いました。

あと、授業の実践をされた先生から次回の協議会でお話を伺ってから考えたいと思っています。3時間目がどうなったんだろうか、この落としどころに行くのはかなり難しかったのではないかなという感じがしました。

以上です。

土井座長 ありがとうございます。

それでは吉崎委員。

吉崎委員 私は3年1組を1時から3時まで通じて拝見する機会を得ました。この種の授業が試行錯誤の一環であるということをお認識しておりますけれども、それであるからこそこの際、

実践的な意味で若干意見を述べさせていただきたいと思っております。しかも、視点としては最高裁の担当者というよりも裁判官としてという視点が強くなってしまふのは御勘弁いただきたいと思ひます。

今、羽間委員からお話がありました、生徒同士の意見交換というのが余り尽くされてないという印象をまず強く受けました。特に3時限で班をつくらせて意見交換をさせる、最終的な意見形成をするという機会において、このクラスにいた生徒の特性などもあったのかもしれないんですが、それぞれが単に意見を言い合うだけで互いに説得しようという意欲は余り見せるには至っていなかったという点がございました。生徒同士で議論をしたために、当然裁判員制度と違って相互に人間関係がありますので、お互いの名前や人間関係にのっとってしまったということが十分考えられるところですが、そうであるとすれば、例えば解決策としては取りまとめ役をつくる、これは先生が全クラスを相手にするという方法もあり得ますし、各班ごとに取りまとめ役を定めて、裁判で言えば裁判長役をだれかに務めさせるという方法も若干考えていいのかなと思ひました。

それから2時限目、先ほど大杉委員からも御意見がありました、有罪・無罪のカードを用いて行われた時限でしたけれども、この際には、せっかく有罪・無罪の各証拠をカードを用いて抽出をしておきながら、その証拠に対する個々の生徒の評価あるいは見方について深めることがなく、すぐに個人ごとの判断を紙に書かせるという進行をしていた点が若干残念なところです。この段階で議論が十分可能であったのではないかと思ひますし、せっかく黒板に各カード、赤と青のカードを並べていますので、それを見てさらに相互の意見交換をするというチャンスがあったのではないかと思ひます。

それから、あと有罪・無罪の挙手の件ですけれども、回数の方はともかくとして、その挙手によって有罪から無罪に変わった人、あるいは無罪から有罪に変わった人という人数も計算されて黒板に書かれたりしていたんですけれども、結局、意見が変わったことの原因、なぜ意見を変えたかということの原因については明らかにならないまま授業が終わっていったという点も残念でございました。

最後の、先生による裁判員制度の解説については、私が見た範囲では内容に問題もなく、また生徒に語りかけるように、あるいは先生自身が裁判員になったときにはどう思うだろうということの自らの不安なども率直に述べられながら、生徒の興味を引こうという工夫をされていた点、非常に有意義だったと思ひます。ただ、若干広報的な観点からではございますが、新しい制度である裁判員制度の実施時期について何の紹介もなく、結局、生徒たちがあと5、6年後に実際に成人すれば裁判員制度に参加する可能性があるというあたり、一言つけ加えておいていただければ、よりまとめとしては、あるいはそれまでの授業のまとめとしては締まったものになったのかなという印象を持ちました。

以上でございます。

土井座長 どうもありがとうございました。

詳細につきましては、次回の協議会で御説明をいただき、また意見交換をいたしたいと思ひますが、本日は協議会終了後、裁判員教材作成部会が開催される予定と伺っておりますので、部会におきましては本日出ました各委員の御意見を踏まえてさらに検討を進めていただければと思ひます。

それと担当の石神局付の方から何か補足がございましたら、御説明いただければと思ひま

す。

石神局付 事務局から御連絡でございます。

今、皆様にご覧いただいた御感想をいただきましたけれども、この3クラス、全部で9コマの授業につきましてはすべてビデオに撮りまして、クラスごとにDVDにまとめております。ですので、もしご覧いただけるようでしたら事務局まで一言言っていただければDVDをお貸しいたしますので、ぜひご覧いただければと思います。よろしく願いいたします。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは続きまして、本年9月に中央区立銀座中学校で開催を予定されております法教育研究協議会につきまして、上原委員の方から御報告をいただきたいと思っております。

上原委員、よろしく願いいたします。

上原委員 すみません。それでは貴重な時間をちょうだいいたします。

お手元に、法教育研究協議会の開催の御案内というプリントがあるかと思っております。今お話しいただきました9月25日の月曜日の2時半から中央区立銀座中学校で実施いたします。内容は、仲村教諭の授業と土井座長の御講演という二本構えでございます。今回のこの研究協議会を開催するに当たって、実はキーワードが4つほどございまして、1つが以前にもちょっとお話しいたしましたけれども、全都には約1,500名強の社会科の先生方がいらっしゃいます。いかに全都から教員を集められるかということが1つ。これについては、実は裏面に通知文をあえてコピーしておるんですけれども、ちょっと強権発動で、基本的に全区市町村から可能ならばぜひ2名以上参加してほしい発動をする形をお願いをしております。これが1点。

もう1点が、いかに社会科の先生以外の教職員の方に来ていただけるかということがキーワードの2つ目でありまして、7月に全都の各区市町村の校長会でこれを発信しております、社会科だけじゃありません。そして授業もちょうドルールというところでもありますので、意図を工夫することによって特活、総合的な学習の時間でも活用が可能だと思われましてという発信をしたところでもあります。

3つ目が、区市町村の教育委員会の指導主事をどうにか集めたいということでもあります。まだこれはやっていないんですけれども、9月早々に、東京には今400名の指導主事がありますが、全指導主事が集まる会が年に数回ありまして集まるのは3分の2ぐらいなんですけれども、その折にちょっと時間を使ってPRをしようと思っています。実は、この夏も区市の中には教員の研修のコマに法教育を入れている区市もございまして、大変少ないのが実態でありまして、ぜひ区市レベルで法教育とはどういうものかということの認識とともに、冬あるいは次年度に向けて何かコマを持ってくれるような仕掛けにできればいいなということを仕組んでいるところであります。

最後に、やはりこの法教育の拡大については社会科の先生方のお力をお借りすることが大きいわけですが、しかし、どうしても認識の中に、法教育は社会科の授業改善でしようという認識の方がまだまだ本当に多くいらっしゃるというところからして、いかに他の教科あるいは道徳・特別活動・総合的な学習の時間で取り組んでもらえる必要があるのかというあたりを、ぜひ土井座長に御講演の中で持っていただけないものかなということをおっしゃって、そういうもくろみをしているんですが、実際にどのくらいの人数でどういふメンバーが集まるか乞う御期待といったところであります。たしか9月26日、次の日

がこの法教育推進協議会の例会のときであったかなと思って、2日連続になってしまうんですけども、皆様全然申し込み御不要でございますので、その当日もしお時間がつくれておいでいただけるようであれば、その足で来ていただければと思います。もしよろしければ、どうぞよろしくお願いいたします。

土井座長 どうもありがとうございました。私も御期待に沿えるかどうか分かりませんが、頑張ってくるようにしたいと思います。

それでは、予定した時間になりましたので、本日はこの程度とさせていただきます。

次回は8月22日火曜日、この会議室で開催いたします。開催場所につきましては、先ほど案内がございましたように地下1階ではなくて、この会議室に変更となりましたのでよろしくお願いいたします。

了